

ご意見用紙

玄海原子力発電所に関する県民説明会

※この用紙は、記入後エントランスホールの回収箱にご投入ください。
※本日、回収箱への投入が難しい場合は、裏面記載の県内各地に設置しています県政提案箱にご投函いただくことも可能です。

* なお、ご記入の前に裏面の〈お願い〉をお読みください。

テーマ	★該当する項目をチェックしてください（複数選択可）。 <input type="checkbox"/> エネルギー政策に関すること <input type="checkbox"/> 原子力安全対策に関すること <input checked="" type="checkbox"/> 原子力災害対策に関すること <input type="checkbox"/> その他
原子力災害対策、主として避難計画とその実効性などについて(3)	
先日(2月21日)の説明会で発言したかったこと。	
重大事故が発生したとき、 ^{原発} 周辺の住民は、被曝することなく安全な場所へ避難することができますか？(説明会場で質問が出ました。回答は、聞きとることができませんでした)	
最悪の場合でも、放射被曝の法定限度(公衆被曝 1ミリシーベルト/年)の範囲内で避難することができますか？	
災害時は、原発の敷地境界での被曝線量の目安は、全身に対しては 250ミリシーベルトとされてきた。この値は、周辺の住民は避難しなくても放射線障害を受けない目安として設定されている。全身に対する目安は、2000年代に入って、国際放射線防護委員会(ICRP)などの勧告をもとに見直して、より厳しい 100ミリシーベルトで運用されていた、という説明がある。ここで言っている「放射線障害」は、急性放射線障害だろうか？ 晩発性放射線障害の危険性は無いのであろうか。重大事故のとき、被曝線量の限度を緩和するのであれば、通常の法定限度を定める意味はなくなる。事故を起す側に都合良く、例外規定を設けたと言うことであるとしか考えられない。	
職業被曝(放射線業務従事者)は、全身被曝線量(法定限度)は 100ミリシーベルト/5年、かつ50ミリシーベルト/1年と、原子力関係の企業に都合よく規制を緩和している。しかし女性の場合、上に加えて 5ミリシーベルト/3か月、妊娠中の女性の場合、上に加えて 内部被曝 1ミリシーベルト/妊娠期間としている。	
福島第一原発事故では、乳幼児・児童・生徒への配慮が求められた。重大事故のとき、女性・妊娠中の女性、乳幼児・児童・生徒への対策は、どのようになされるのだろうか？(組織・臓器の被曝線量の数値については省略)	

会場名に○をつけてください⇒

唐津・武雄・佐賀・伊万里・鳥栖

所属受付印